

議会受付番号	鎌議第 1718 号
質問者	渡邊 昌一郎 議員
答弁する者	市長(市民活動部観光商工課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

着地型観光事業に関わる調査員の失業期間について

2 質問の要旨

平成22年度、平成23年度における着地型観光事業は、「ふるさと雇用事業」という失業者対策の事業であり、失業者が対象になっている。しかし調査員である露木光善氏はJTBのOBであり、この事業に調査員として採用される以前から調査員に雇用された時まで、JTBで継続的に就業していたことが当時の観光課長の発言（別紙）で証明されている。

本来、失業者でなければ雇用してはならないはずである。であるにもかかわらず、露木氏が新規雇用対象者となり得た証拠を提出されたい。

JTBの担当者の署名入りのレターヘッドで内容を説明し、また、それを証明できる書類を添付されたい。

3 答弁

当該委託事業において、受託業者が新規に雇用したすべての者は、公共職業安定所の紹介によるものであることを本市は確認しており、当時の観光課長は、JTBに継続的に就業していた者を調査員に雇用したとは答弁していません。

なお、個人を特定した上での証拠の提出については、当該委託事業に関して収集した個人情報であるため、個人情報保護条例第9条第1項の規定により、当該事業の目的以外の目的に提供することはできません。

また、鎌倉市議会基本条例第7条第5項の規定により、文書質問に対しては答弁書により回答することになっていることから、レターヘッドによる説明等はできません。